

# 正念場を迎える核不拡散体制

秋山 信将

Akiyama Nobumasa

## [要旨]

ウクライナ侵略のなかでのロシアによる核恫喝は核のタブーを侵食し、新STARTの失効による軍備管理の空白も重なって、国際的な核秩序は「復権する核」と「後退する規範・制度」が同時進行する正念場にある。新START失効は量的管理だけでなく信頼醸成措置の喪失も招きかねず、それは最悪の意図を前提にした脅威のインフレと軍拡の自己循環を招きうる。また、中国の核軍拡により三極化が進む。北朝鮮の核保有の既成事実化、イランをめぐる交渉難航や武力による拡散防止の常態化は地域的核連鎖を誘発しかねない。分断を固定化させないため、弾頭数の上限や信頼醸成措置に関する自主取り決め、危機管理チャンネル、核実験モラトリアム、IAEA基盤の維持、対話プロセス改革など「損失最小化」のガードレールを積み上げていくことが、今後の国際的核不拡散体制維持の鍵であり、日本には被爆国かつ核兵器国である米国の同盟国として橋渡しの責務がある。2026年のNPT運用検討会議が失敗すれば対話の機運も失われ、実効性も細る。その意味で試金石だ。

2026年4月、第11回核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議が開催される。だが空気は重い。2015年、2022年と2回続けて最終文書が採択できず、今回は「3回連続の決裂」が現実味を帯びる。これは単なる手続き上のつまずきではなく、核軍縮・不拡散・平和利用という三本柱の「グランド・バーゲン」——非核兵器国の不拡散義務と、平和利用の権利、そして核兵器国の軍縮義務の間の取引関係——に対する信認が減衰していることを意味する。さらに、2026年2月の米ロの新戦略兵器削減条約（新START）の失効は、長く続いてきた「信頼するが検証する（trust but verify）」という原則の下での軍備管理を通じた戦略的関係の安定性を追求する時代の停止——それが完全な終焉でないとしたら——を生んだ。国際的な核の秩序における核の復権と規範の後退、制度の空洞化が同時進行しているといえよう。

新STARTが担ってきたのは、配備弾頭数の上限だけではない。同条約下の相互査察やデータ交換は、危機の只中で相手の意図を読み間違えないための共通理解を構築する基盤を提供してきた。条約がなくとも直ちに米ロが配備を急拡大する必然性は小さ

い。とはいえ、弾頭数の上限、検証・透明性という歯止めを喪失すれば、自ずと不確実性は増幅されよう。核をめぐる不透明化は最悪の意図を前提に相手の能力を見積もる「脅威のインフレ」を招き、軍拡の自己循環を生みやすい。

そのような不確実性は、ロシアによるウクライナ侵略の過程でいっそう露わになった。ロシアによる核兵器の使用を辞さないかのような威嚇や言説が繰り返され、核が政治的・軍事的圧力の道具として露骨に用いられたことは、核の「タブー」を侵食した。核の前方展開や恫喝が常態化すれば、危機時の誤算リスクは高まる。こうした状況下で軍備管理を通じた危機管理の枠組みが消滅したことは、米口間に際限なき軍拡への扉を開きかねない。

しかも国際社会がこれから向かっていくであろう核の秩序は、冷戦期の二極構造とは異なる。中国の核軍拡により三極化が進み、米国はロシアと中国という2つのライバルに同時に向き合うというジレンマに直面する。問題は「戦略的安定性」の定義が共有されにくいことだ。冷戦期の安定性は、相互確証破壊の下で先制を誘発しない均衡、特に弾頭数・運搬手段・警戒態勢の可視性を確保する発想だった。だが今日、極超音速兵器、核搭載巡航ミサイル、核・通常戦力の一体運用、宇宙・サイバーを含む探知と指揮統制、AIの導入が、判断の速度を上げる一方で誤警報やエスカレーションの経路を増やしている。ミサイル防衛や同盟の核共有をめぐる政治的対立も重なり、何が安定性を高め、何が優位を固定するのか、合意の共通基盤が揺らいでいる。また、米口に加え、中国も警戒即発射（launch on warning）態勢への投資を増加させるなか、警戒態勢の上振れや即応化が進めば、自ずと偶発的な核使用リスクも底上げされる。二国間でさえ難しい戦略的安定を担保するための作業を、核戦力の規模・透明性・戦略的目的の優先順位が異なる三者で共有することはいっそう困難である。

米中口の核をめぐる関係が不安定化し、これらの核大国が核兵器の削減にコミットしないというような事態が生じれば、多くの非核兵器国がNPT体制の役割とみなしている核軍縮の促進への期待が失われかねず、その結果としてNPT体制への信頼も連鎖的に損なわれかねない。

国際的な核不拡散体制の先行きの不確実性をさらに高めるのが核実験をめぐる動きである。2026年2月に米政府高官が中国による秘密裏の「核爆発」実験を主張し、中国は否定した。米側は観測回避の手法にも言及したが、真偽が判然としないまま相互非難が先行すれば、核実験モラトリアムと包括的核実験禁止条約（CTBT）をめぐる規範は弱まる。ロシアの新型核兵器の開発をめぐる動きも含め、いずれかが実験に踏み切れば、1990年代以降続いてきた「核実験をしない」という政治的閾値が下がり、核戦力の近代化競争と非核国の不信を同時に煽るだろう。核実験は単なる技術問題ではない。「核による優位」を誇示する政治的効果を伴い、他国の核追従や潜在能力の追求を正当化する口実にもなりうる。

こうした環境下でのNPT運用検討会議の意義は、国際社会が核不拡散体制に対するコミットメントを引き続き維持し続けることを確認するという点で極めて重要なものになるだろう。そしてその意思を外形的に示すことができるのが最終文書である。最終文書は法的拘束力を持たないが、NPTの三本柱に関しそれらの価値を増進するための具体的な措置とその実施の道筋を示す政治的ガイダンスとして機能してきた。今回も採択に失敗すれば、NPTが提供してきた最低限の共通言語がさらに薄れ、各国が二国間・地域枠組みや「自助」へ傾く誘因が強まる。核兵器国の削減コミットメントがみえないほど、非核兵器国では「なぜ自分たちだけが縛られるのか」という不満が臨界点に近づく。最終文書がない状態が続けば、「多国間主義で核を管理できる」という期待そのものがしほみ、脱退や独自の核武装をめぐる議論が再燃する土壌が広がりかねない。

また、運用検討会議が機能不全に陥れば、各国間の分断は深まり、建設的な妥協の空間が狭まる。結果として、保障措置の強化、輸出管理、原子力安全・セキュリティ協力といった本来は技術的な論点までが地政学に巻き込まれ、協力のコストが上がることも懸念される。グローバル・サウスにとってNPTは平和利用協力の窓口でもあり、三本柱に対する信認のバランスが崩れれば、核不拡散への配慮を欠いた原子力の平和利用の推進や燃料サイクル自立志向が強まり、潜在的核兵器能力の拡散という逆説を招きかねない。NPTが提供してきた「普遍的な場」の価値が薄れるほど、体制外の核保有国を含む“例外の常態化”も進む。

「体制外の核」が常態化している事例が北朝鮮である。北朝鮮は核戦力の既成事実化を進め、危機のたびに核威嚇が地域の政治日程を左右する。ここでNPTが大国間対立の舞台となり、合意形成に失敗し続ければ、地域課題を“例外”として封じ込める国際的圧力や協力の根拠も弱まる。同盟国では拡大抑止の信頼性をめぐる疑念が高まり、核共有や独自核武装といった議論が政治化しやすくなる。核兵器国が軍縮の言葉を失い、核実験や恫喝が再び日常化すれば、「持たない側」が規範に留まる誘因は薄れる。不拡散体制の危機は、遠い理想の後退ではなく、地域の安全保障の変化として現れるのである。

地域的な火種として、また例外の常態化の瀬戸際にある、最も重大な事案がイラン核問題である。イランの核をめぐる危機は、単にイランの核開発にとどまらず、地域の安全保障やミサイル問題など、多様な要素が複雑に絡み合っただけでなく、問題の包括的解決が困難になっている。そこで交渉を放棄し、米国とイスラエルによる武力攻撃による「強制的な拡散防止」のような措置がある意味常態化すれば、ルールに基づく不拡散体制は二重の打撃を受ける。第1に、査察・交渉という制度的手段の信頼が損なわれ、危機時に必要な情報・監視の回路が断たれる。第2に、周辺国に「安全を得るには早期の核武装が合理的だ」という学習効果を与え、地域の核連鎖を誘発しかねない。力

による対処は短期の遅延効果を持ちえても、長期の規範と制度を摩耗させる可能性がある。

一方、核兵器禁止条約（TPNW）は初の運用検討会議を控え、核兵器の非人道性を軸に規範を深化させようとしている。TPNWをNPT第6条の補完とみる国々がある一方、核抑止に依拠する国々はそのような補完性は認めず、むしろ安全保障環境との整合性を問題視する。TPNWの議論が、検証可能な削減、透明性拡大、核実験モラトリアムの強化、核リスク低減へ接続できるかで対立が生じている。このような認識の溝が固定化すれば、NPTの場が「核軍縮の正統性」をめぐる対立の主戦場となり、合意形成はさらに難しくなる。ここで日本は、唯一の戦争被爆国として核兵器の非人道性を誰よりも理解しつつ、拡大抑止に依存せざるをえないというジレンマを抱える。だからこそ「橋渡し」を空疎なスローガンに終わらせず、実務的な提案に落とし込む必要がある。

これまで国際的な核不拡散体制は、崩壊か維持かの2択ではなく、大小さまざまな合意と遵守を担保する措置の積み重ねで持ちこたえてきた。米ロの軍備管理レジームは、この失効後の空白を埋めるには、大構想を待つのではなく、①上限・透明性の暫定的合意（少なくとも上限を上げないという約束と相互確認）、②危機管理チャンネルと偶発戦争防止（指揮統制や早期警戒を含む誤解の最小化）、③核実験モラトリアムの再確認とCTBT体制の維持を通じた多国間協力のベースラインの確保、④国際原子力機関（IAEA）保障措置と平和利用協力というNPTコンセンサスの基盤の確保、⑤NPT運用検討プロセスをより実効的な議論と対話が可能にする制度的改革といった、「損失を最小化する」ガードレールを現実に積み上げる必要がある。最終文書の採択は象徴にすぎないが、象徴が失われ続ければ実務も痩せる。被爆国であり米国の同盟国でもある日本には、核兵器国と非核兵器国の双方が納得しうる論点整理と、分断をこれ以上深めない対話の設計に積極的に関与する責務がある。核軍縮という将来のゴールを視野に、リスク低減と透明性を「今ここで」動かせるか。2026年の運用検討会議は、その試金石となる。

だからこそ、日本が重視すべきは、抽象的な「核なき世界」への賛否ではなく、透明性・検証・対話の回路を切らさない具体策である。核兵器国のリスク低減措置をNPTの議題として可視化し、TPNW支持国の関心（人道・被害）とも接続する作業が要る。最終文書の採否にかかわらず、次の5年の実行計画を合意できるかが問われる。今こそ正念場であるのだ。

---

あきやま・のぶまさ 日本国際問題研究所軍縮・科学技術センター所長／  
一橋大学教授

n.akiyama@jiia.or.jp; n.akiyama@r.hit-u.ac.jp